

○三朝町宅地等土砂等撤去事業補助金について

1. 趣旨

台風、大雨、地震等の自然災害により、住宅等の敷地に土砂等（土砂、竹木など）が崩落又は堆積し、生活に支障をきたす場合に、被災者の負担を軽減し、早期に安定した生活再建を支援するため、土砂等の撤去を行う費用の一部を補助する。

2. 概要（補助対象について）

(1) 申請対象者（被災者）

土砂等が流入した住宅及び事業所並びに住宅敷地の所有者・管理者

(2) 補助対象となるもの

住宅及び事業所並びに住宅敷地（建物がない住宅敷地は対象外）に係る土砂等の撤去
※特定空家等に認定された住家・事業所等、又、営業していない事業所は対象外

3. 補助金額（補助率、補助金限度額など）

(1) 被災者が土砂等の撤去を工事請負業者に発注し、支払った費用に2分の1を乗じた額
（※ただし、費用が5万円未満のものは補助対象外）

(2) 補助金の上限は20万円

補助対象経費は、土砂等の撤去費用で、家屋損壊に伴うがれきや家財等の撤去費用は含まれない。

(3) 補助の算出額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額を補助金額とする。

4. 申請期間及び事業完了の期限

申請期間は災害発生の翌日から3か月以内とし、撤去作業が1年以内に完了すること。

※被害が甚大である場合やその他のやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

5. 補助金支給の手続き

三朝町宅地等土砂等撤去事業補助金交付要綱及び三朝町補助金等交付規則に定める手続きを行う。

6. 申請書類等

(1) 町補助金交付要綱に定める書類（交付申請書、実績報告書、請求書 等）

(2) 添付書類

- ・撤去費が確認できる書類
- ・被災状況見取図（別記様式）
- ・撤去前の状況が確認できる写真
- ・領収証の写し及び事業費明細内訳書
- ・撤去後の状況が確認できる写真